

一般社団法人ナチュラル&ミネラル食品アドバイザー協会 会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人ナチュラル&ミネラル食品アドバイザー協会(以下「当協会」という。)定款第2章に規定する会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員種別)

第2条 当協会の会員の種別は、定款第5条に定める以下の通りとする。

- (1) 正会員 当協会の目的に賛同して入会した個人及び法人
 - (2) 一般会員 当協会の目的に賛同して入会した個人
 - (3) 賛助会員 当協会の事業を賛助するために入会し、当協会が承認した個人又は法人
- 2 前項の個人正会員及び一般会員を「個人会員」と称し、当会員規則では、個人会員及び賛助会員について必要な事項を定める。

(入会申込)

第3条 当協会の個人会員及び賛助会員になろうとする者は、当会員規則に従うことを承諾のうえ、入会申込を行う。

2 入会申込は下記方法とする。

- (1) 個人会員は、当協会のLINE公式アカウントの入会申込フォームより申し込む。
 - (2) 賛助会員は、当協会のウェブサイトの問い合わせフォームより申し込み、入会申込書に必要事項を記入し、当協会へ提出する。
- 3 代表理事は、入会の承認・不承認を決定し、これを本人に通知する。
- 4 前項に規定に関わらず、賛助会員は、社員総会の承認を得て入会することができる。入会の承認・不承認の結果は、代表理事が本人に通知する。
- 5 入会日は、当協会へ入会申し込みを行った日とする。ただし、第4条に定める審査の結果、入会不承認となった場合は、入会を取り消すこととする。

(入会申込の不承認)

第4条 当協会の個人会員及び賛助会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会を承認しないものとする。

- (1) 入会申込書に虚偽の記載があるなど、事実と異なる内容があった場合。
- (2) 入会申込後、第6条3項に定める会費の納付期限までに会費が支払われない場合。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者である場合。
- (4) その他、代表理事が会員と認めることを不相当と判断した場合。

(会員名簿)

第5条 当協会は、個人会員及び賛助会員の入会日、氏名又は名称、住所等、以下の事項を記載した会員名簿を作成する。

| 個人会員の名簿記載事項 | 賛助会員の名簿記載事項 |
|-------------------------------------|-----------------|
| ・ 会員ID LINEアカウントID Facebookアカウント | ・ 入会日 |
| ・ 会員種別 | ・ 氏名 |
| ・ 入会日 | ・ 氏名フリガナ |
| ・ 氏名 | ・ 名称(法人の場合) |
| ・ 氏名フリガナ | ・ 名称フリガナ(法人の場合) |
| | ・ 代表者氏名(法人の場合) |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 生年月日 ・ 郵便番号 ・ 住所 ・ 電話番号 E-mailアドレス ・ 職業 (任意) ・ 勤務先会社名 (任意) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者氏名フリガナ (法人の場合) ・ 郵便番号 ・ 所在地 ・ 電話番号 E-mailアドレス |
|--|--|

- 2 個人会員及び賛助会員に対する通知等は、会員名簿に記載した会員ID (LINEアカウントID) 又はE-mailアドレスにあてて行うものとする。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、会員の意向を十分尊重し、慎重に取り扱うものとする。

(会費)

第6条 会費は以下に定める通りとする。

(1) 個人会員

正会員 月会員 1,000円(税込)

一般会員 0円

(2) 賛助会員 下記のプラン別とする。年会費の始期は4月1日とし、翌年3月31日までの1年間とする。初年度年会費は、入会日より月割にて計算することとする。

| プラン名 | | 入会金(税込) | 年会費(税込) |
|------|----------------|---------|----------|
| プラン | 超大企業(売上100億以上) | 要相談 | |
| プラン | 大企業(売上10億以上) | 30,000円 | 300,000円 |
| プラン | 中企業(売上3～10億) | 30,000円 | 120,000円 |
| プラン | 小規模企業(売上3億以下) | 30,000円 | 30,000円 |

- 2 会費の支払い方法は、クレジットカード決済とする。ただし、賛助会員は銀行振込も可能とする。
- 3 会費の納付期限は、下記の通りとする。

(1) 個人会員

- ・ 正会員：当協会のLINE公式アカウントより入会申込後、会費決済画面のURLから行う会費支払いのクレジットカード決済日(入会申込日当日)を納付期限とする。何らかの事由により入会申込日当日にクレジットカード決済ができなかった場合は、当該申込者へ当協会より連絡後、7日以内を納付期限とする。
- ・ 一般会員：会費を納めることを要しないため、納付期限は設定しない。

(2) 賛助会員 入会金及び初年度年会費は、入会日の翌月末日までを納付期限とする。翌年以降の年会費は、当協会から請求後、毎年4月末までに一括で支払うものとする。

(会費の返還)

第7条 当協会は、退会や除名などの会員資格の喪失に際し、既に納付された会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

- 2 月途中又は年途中の退会であっても、納付済みの会費は返還しないものとする。

(変更の届出)

第8条 会員は、会員名簿記載事項に変更が生じた場合には、下記方法により速やかに当協会

へ届け出るものとする。

- (1) 個人会員は、当協会のLINE公式アカウントの会員情報変更フォームより変更手続きを行う。
 - (2) 賛助会員は、当協会のウェブサイトの問い合わせフォームより変更を申し込み、変更申込書に必要事項を記入し、当協会へ提出する。
- 2 前項の変更事項の遅滞に起因する、当協会からの通信途絶または誤配、不利益を被った場合でも、当協会はその責任を一切負わないものとする。

(退会)

第9条 会員は、当協会へ退会の申し込みをすることで任意に退会することができる。

2 退会方法は、下記の通りとする。

(1) 個人会員

- ・ 正会員；当協会のLINE公式アカウントの退会申請フォームより退会を申し込む。退会を希望する月のクレジットカード決済日（スクエア決済日）の3営業日前までに申し込むこととし、退会申込後に当協会において、翌月のクレジットカード決済処理の停止手続きを行う。ただし、クレジットカード決済日を超えて処理された場合の会費の払い戻しはしないものとする。
- ・ 一般会員：当協会のLINE公式アカウントのフォローを解除することにより退会したとみなす。退会は随時可能とし、退会期限は設けない。

(2) 賛助会員 当協会のウェブサイトの問い合わせフォームより退会を申し込み、退会申込書に必要事項を記入し、当協会へ提出する。

3 退会日は、当協会へ退会の申し込みを行った日とする。一般会員は、当協会のLINE公式アカウントのフォローを解除した日を退会日とする。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

- (1) 当協会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 除名処分を行う場合は、除名した会員にその旨を通知する。

(資格喪失)

第11条 会員は、次の各号の位置に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人の場合は解散したとき。
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があったとき

(休会)

第12条 当協会は、休会制度を設けない。

(特典)

第13条 有料会員には、以下の特典を提供する。その他、会員向けの特典については、別途当協会のウェブサイトより案内を行う。

- (1) 有料会員限定イベントへの参加
- (2) 有料会員限定コンテンツの閲覧

(禁止事項)

第14条 会員は、以下に定める行為をしてはならない。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利又は義務を、第三者に譲渡又は貸与、担保等に供すること。
 - (2) 当協会の業務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当協会外へ公開することのない情報を言う。
 - (3) 当協会の活動に関連して取得した資料又は知り得た情報を、当協会の活動以外に利用すること
 - (4) その他、当協会の活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害する等の法律違反行為、又はそのおそれのある行為。
- 2 前項の規定は、会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後もなお継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(免責事項)

- 第15条 地震・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・LINE公式アカウントのトラブル、保守点検等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、当協会は一切責任を負わないものとする。
- 2 会員は、当協会が提供する特典及び当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとする。
 - 3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当協会は一切責任を負わないものとする。
 - 4 本規則に違反した会員に対し、当協会は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取り消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
 - 5 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(個人情報保護)

第16条 当協会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

(規則の改廃)

第17条 この規則は、社員総会の承認を経て、改定または廃止することができる。

- 2 本規則の全部または一部が追加・変更された場合は、当協会のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加・変更された本規則に拘束されるものとする。

附 則

この規則は、令和3年8月1日より施行する。